

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律が対象とする当事者や  
「特定受託事業者」の労災保険の特別加入の可否等について

<対象となる当事者・取引の定義>

「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であって従業員を使用しない者を言います。また、業種などの限定がありません。例えば、下記のような事業者が考えられます。

- ・ 建設会社から住宅建設の業務の一部を受託する一人親方
- ・ フードデリバリーサービスの提供事業者が消費者から受注した飲食物につき、その配達業務を受託する者
- ・ 企業から同社の訴訟の代理を受託する弁護士

「特定受託業務従事者」とは、特定受託事業者である個人及び特定受託事業者である法人の代表者を言います。

「業務委託」とは、事業者がその事業のために他の事業者に物品の製造、情報成果物の作成又は役務の提供を委託することを言います。

「特定業務委託事業者」とは、特定受託事業者に業務委託をする事業者であって、従業員を使用する者を言います。

<令和6年11月1日から、特定受託事業者には労災保険の特別加入制度が適用されることになりました>

- ・ その対象となる事業(「特定フリーランス事業」と言います)は  
特定受託事業者が業務委託事業者となる企業等(フリーランス自体も含まれます)から業務委託を受けて行う事業(特定受託事業)  
又は  
特定受託事業者が業務委託事業者以外の者(つまり、消費者)から委託を受けて行う特定受託事業と同種の事業→当該事業は、同種の事業を企業等から業務委託を受けて行う場合のみ対象になるものとのことです。  
となります。
- ・ 特定受託事業として加入できるかどうかの判断基準について  
先ず、令和6年11月1日前までは、「労災保険の特別加入(第二種)」は、限定的な、つまり特定の事業(11種類)又は作業(14種類)ごとに、それらの特別加入団体を通じて加入することになっていました。しかし、同日以後は、下記の表に記載する**追加分8種類(事業5種類・作業3種類)**も含めて従前から存在した特別加入の事業(11種類)又は作業(14種類)に従事する者は、特定受託事業としてではなく、従来通り、下記の表に記載する事業又は作業に係る特別加入団体(厚生労働省ホームページにある[「労災保険への特別加入」](#)ページの3特別加入団体一覧表をご参照下さい)を通じて加入し、下記

の表の中の事業(11 種類)又は作業(14 種類)に該当しない場合※には特定受託事業(特定フリーランス事業)として、その特別加入団体(「[連合フリーランス労災保険センター](#)」)(令和 6 年 11 月 1 日から加入手続き可能とのことです)を通じて加入することになります。

特別加入の事業又は作業に従事する者(令和 6 年 11 月 1 日現在)	
事業(11 種類+1 種類)	作業(14 種類)
個人タクシー業者、個人貨物運送業者、原動機付自転車又は自転車を使用して行う貨物の運送の事業(令和 3 年 9 月 1 日から追加) ※1	指定農業機械作業従事者 ※2
建設業の一人親方	職場適応訓練受講者
漁船による自営漁業者	金属等の加工、洋食器加工作業
林業の一人親方	履物等の加工の作業
医薬品の配置販売業者	陶磁器製造の作業
再生資源取扱業者	動力機械による作業
船員法第 1 条規定の船員	仏壇、食器の加工の作業
柔道整復師(令和 3 年 4 月 1 日から追加)	事業主団体等委託訓練従事者
創業支援等措置に基づく事業を行う高年齢者(令和 3 年 4 月 1 日から追加)	特定農作業従事者 ※3
あんまマッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(令和 4 年 4 月 1 日から追加)	労働組合等常勤役員
歯科技工士(令和 4 年 7 月 1 日から追加)	介護作業従事者及び家事支援従事者(いわゆる家政婦(夫))
特定フリーランス事業(令和 6 年 11 月 1 日から追加)	芸能関係作業従事者(令和 3 年 4 月 1 日から追加)
	アニメーション制作作業従事者(令和 3 年 4 月 1 日から追加)
	情報処理システムの設計等の情報処理に係る作業従事者(いわゆる IT フリーランス)(令和 3 年 9 月 1 日から追加)

※1 例えば、自動車や原動機付自転車を使用したフードデリバリーサービス、貨物軽自動車運送事業者(黒ナンバー)

※2 販売額や耕地面積に関係なく、トラクター等の所定の機械を使用して土地の耕作等の作業に従事する者

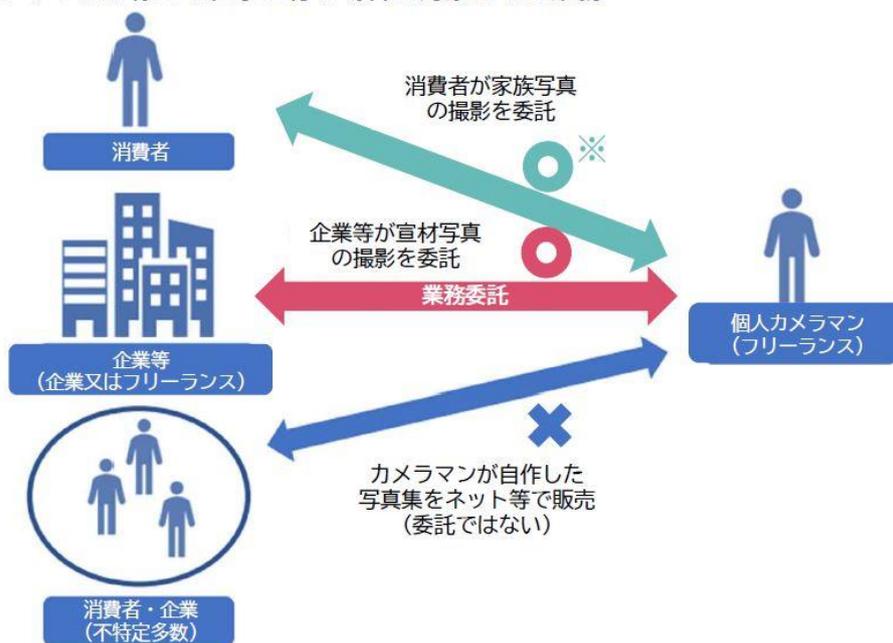
※3 年間総販売額300万円以上又は経営耕地面積2ヘクタール以上を有しており、所定の作業に従事する者

※ 例としては、下記事業が対象になるとされています。

- ・ 翻訳(外国書籍の翻訳)、通訳(海外出張時の同行通訳)
- ・ 講師(ピアノ教室)、インストラクター(スポーツジムのインストラクター)
- ・ デザイン(広報用のイラスト作成)、コンテンツ制作(集計プログラム作成)
- ・ 調査(商品売買のための市場調査)、研究、コンサルティング
- ・ 営業(保険や電子機器等の商品)

しかし、令和6年11月1日から、業務委託を受けるフリーランス(特定受託事業者)がどの業種などでも労災保険に加入できるようになることから、これら以外にも、下記の「カメラマン」や弊職のような士業もその対象だと思われ、従業員を使用しない場合には、該当するものと考えられます。

(例) 一人のカメラマンが様々な仕事を行う場合の対象となる業務



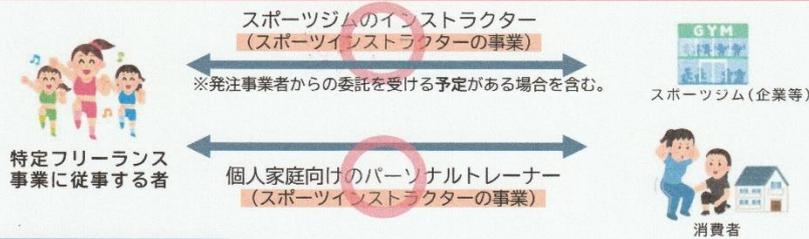
※ この図は厚生労働省ホームページより引用した「フリーランス(特定受託事業に従事する者)の皆さまへ 令和6年11月から労災保険に特別加入できるようになります」とするリーフレットの中に挿入されていたものです。

## 特別加入の対象となる場合・ならない場合

- ① フリーランスが企業等から業務委託を受けて行う事業
  - ② ①と同種の事業について、フリーランスが消費者から委託を受けて行う事業
- ※いずれも、他に特別加入可能な事業または作業を除きます。

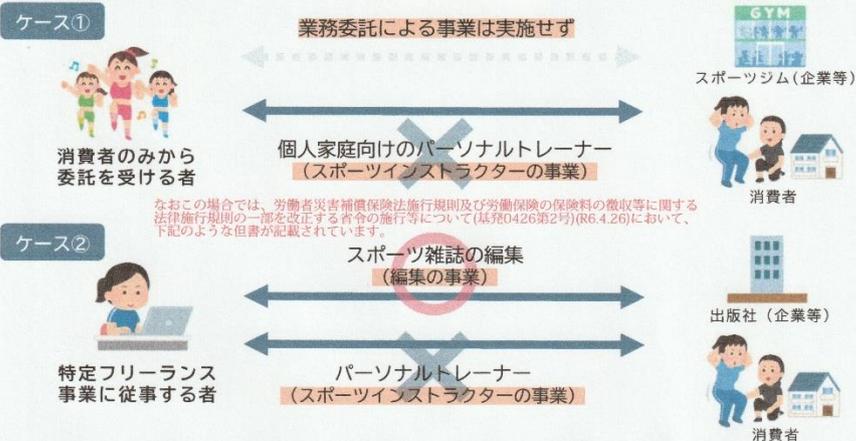
### 対象となる場合

企業等のみから業務委託を受ける場合や、企業等からの業務委託を受け、かつ当該業務と同種の事業について消費者から委託を受ける場合が対象となります。

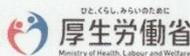


### 対象とならない場合

消費者のみから委託を受ける場合 **ケース①** や、企業等からの業務委託を受けているが、当該業務とは異なる事業について、消費者から委託を受ける場合 **ケース②** は、対象となりません。



詳細は、都道府県労働局または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・労働基準監督署

※ この図は厚生労働省ホームページより引用した「フリーランス(特定受託事業に従事する者)の皆さまへ 令和6年11月から労災保険に特別加入できるようになります」とするリーフレットの中に挿入されていたものです。

上記の図にある「対象とならない場合」の「ケース①」では、企業等から業務委託を受けているという前提条件が存在せず、消費者のみから委託を受ける場合となるために、本来であれば、特別加入の対象にはならないとされます。ただし、上記の図の中で注釈したように、

「労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について(基発 0426 第 2 号)(R6.4.26)」には、下記のように但書が記載されています。

『ただし、業務委託事業者以外の者(いわゆる消費者)のみから委託を受けて事業を行う者であっても、業務委託事業者(いわゆる事業者)から業務委託を受けて事業を行う意向を有する場合には、対象となること。』

とのことで、基本的には消費者相手の事業をやっている「企業等から同種の事業に係る仕事も受けるつもりです」との意向を示せば認めるといことなので、絶対的に否定されているわけではないと思われます。

### 労災保険特別加入の手続き Q & A

**Q** 特別加入する場合、どのような手続きが必要ですか？

今後設立予定の特定フリーランス事業の特別加入団体を通じて、加入申請書等を所轄の労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出してください。

**Q** 特別加入後、仕事中や通勤中にケガ等をした場合はどうすればよいですか？

請求したい保険給付の請求書を所轄の労働基準監督署等に提出してください。  
※特別加入団体の主たる事務所の所在地を管轄する労働基準監督署

**Q** 会社に近い形で働いている場合は加入できますか？

労働契約でない請負等の契約により業務に従事している場合は特別加入することが可能です。なお、契約形式に関わらず、実態として労働者と認められる場合は、特別加入せずとも労災保険が適用されるため、それにより補償を受けることができます。  
※この場合、事業主は保険料を納めることになります。

### 加入手続き・保険給付手続きの流れ

※ただし、療養の給付の請求書(様式第5号、16号の3)は、労災保険指定医療機関等を経由して労働基準監督署へ提出。

### 保険料の計算方法

保険料および被災時の給付額を算出する基礎になるものを給付基礎日額といいます。特定フリーランス事業に従事する者が所得水準に見合った適正な給付基礎日額を16段階のうちから選択して特別加入団体が申請し、労働局長が承認した額が給付基礎日額となります。この給付基礎日額に365を乗じた保険料算定基礎額に第二種特別加入保険料率(3/1,000)を乗じたものが、1年間の保険料となります。

給付基礎日額 A	保険料算定基礎額 B = A × 365日	年間保険料 保険料算定基礎額 × 保険料率(3/1000)	給付基礎日額 A	保険料算定基礎額 B = A × 365日	年間保険料 保険料算定基礎額 × 保険料率(3/1000)
25,000 円	9,125,000 円	27,375 円	10,000 円	3,650,000 円	10,950 円
24,000 円	8,760,000 円	26,280 円	9,000 円	3,285,000 円	9,855 円
22,000 円	8,030,000 円	24,090 円	8,000 円	2,920,000 円	8,760 円
20,000 円	7,300,000 円	21,900 円	7,000 円	2,555,000 円	7,665 円
18,000 円	6,570,000 円	19,710 円	6,000 円	2,190,000 円	6,570 円
16,000 円	5,840,000 円	17,520 円	5,000 円	1,825,000 円	5,475 円
14,000 円	5,110,000 円	15,330 円	4,000 円	1,460,000 円	4,380 円
12,000 円	4,380,000 円	13,140 円	3,500 円	1,277,500 円	3,831 円

(R6.6)

※ この図は厚生労働省ホームページより引用した「フリーランス(特定受託事業に従事する者)の皆さまへ 令和6年11月から労災保険に特別加入できるようになります」とするリーフレットの中に挿入されていたものです。

## 特別加入保険料率表

(令和6年4月1日施行)

### 第一種特別加入保険料率

・当該事業に適用される労災保険率と同一の率である。

### 第二種特別加入保険料率

(単位:1/1,000)

事業又は作業の種類 の番号	事業又は作業の種類	第二種特別加入 保険料率
特 1	労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災保険法施行規則」という。）第46条の17第1号の事業（個人タクシー、個人貨物運送業者、原動機付自転車又は自転車を 사용하여行う貨物の運送の事業）	11
特 2	労災保険法施行規則第46条の17第2号の事業（建設業の一人親方）	17
特 3	労災保険法施行規則第46条の17第3号の事業（漁船による自営業者）	45
特 4	労災保険法施行規則第46条の17第4号の事業（林業の一人親方）	52
特 5	労災保険法施行規則第46条の17第5号の事業（医薬品の配置販売業者）	6
特 6	労災保険法施行規則第46条の17第6号の事業（再生資源取扱業者）	14
特 7	労災保険法施行規則第46条の17第7号の事業（船員法第一条に規定する船員が行う事業）	48
特 8	労災保険法施行規則第46条の17第8号の事業（柔道整復師）	3
特 9	労災保険法施行規則第46条の17第9号の事業（創業支援等措置に基づく事業を行う高年齢者）	3
特 10	労災保険法施行規則第46条の17第10号の事業（あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師）	3
特 11	労災保険法施行規則第46条の17第11号の事業（歯科技工士）	3
特 12	労災保険法施行規則第46条の18第1号の作業（指定農業機械作業従事者）	3
特 13	労災保険法施行規則第46条の18第2号イの作業（職場適応訓練受講者）	3
特 14	労災保険法施行規則第46条の18第3号イ又はロの作業（金属等の加工、洋食器加工作業）	14
特 15	労災保険法施行規則第46条の18第3号ハの作業（服物等の加工の作業）	5
特 16	労災保険法施行規則第46条の18第3号ニの作業（陶磁器製造の作業）	17
特 17	労災保険法施行規則第46条の18第3号ホの作業（動力機械による作業）	3
特 18	労災保険法施行規則第46条の18第3号ヘの作業（仏壇、食器の加工の作業）	18
特 19	労災保険法施行規則第46条の18第2号ロの作業（事業主団体等委託訓練従事者）	3
特 20	労災保険法施行規則第46条の18第1号イの作業（特定農作業従事者）	9
特 21	労災保険法施行規則第46条の18第4号の作業（労働組合等常勤役員）	3
特 22	労災保険法施行規則第46条の18第5号の作業（介護作業従事者及び家事支援従事者）	5
特 23	労災保険法施行規則第46条の18第6号の作業（芸能関係作業従事者）	3
特 24	労災保険法施行規則第46条の18第7号の作業（アニメーション制作作業従事者）	3
特 25	労災保険法施行規則第46条の18第8号の作業（情報処理システムの設計等の情報処理に係る作業従事者）	3

### 第三種特別加入保険料率

(単位:1/1,000)

対 象	第三種特別加入 保険料率
海外で行われる事業に派遣される労働者等	3

- ※ 厚生労働省ホームページより引用(令和6年4月1日施行分)(令和6年11月1日から、第二種特別加入保険料率表に特定フリーランス事業が追加されますので、同日施行分として変更される予定です)
- ※ なお、特定フリーランス事業については、第2種特別加入保険料率が1000分の3、事業の種類番号は特12とされています。
- ※ e-GOV 法令検索 [『労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令\(令和6年厚生労働省令第22号\)\(令和6年11月1日施行分\)』](#)を表示させると、左サイドバーに改正箇所があるので、それをクリックすると、改正後の「別表第5(第23条関係)第2種特別加入保険料率表」がご覧いただけます。ご参照下さい。